

イ 農業、林業又は漁業を営む法人が被傭者又は従業員の住宅として所有する建築物は対象とならないこと。

(3) 同一の敷地内にある主たる建築物（母屋）又は附属建築物（既存の離れや倉庫等）を増改築又は建替えをし静岡県農林漁家民宿への用途変更を行う場合にあっては、建築基準法上、引き続き用途上不可分な関係にあること。（静岡県農林漁家民宿の用に供される建築物の敷地と、農業、林業又は漁業を営む者が居住の用に供している建築物の敷地とが別のもの（敷地の分割）となることは認められないこと。）

4 対象となる建築物は、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業に該当し、かつ、県農林事務所長の静岡県農林漁家民宿の確認を受けていること若しくは受けることが確実であること又は静岡県農林漁家民宿の確認の要件に適合していること。

(1) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項の農林漁業体験民宿業の登録をしていますが、静岡県農林漁家民宿の基準に該当しない場合があること。

(2) 用途変更を申請する者は、静岡県農林漁家民宿を営もうとする者であること。団体（グループ）で静岡県農林漁家民宿を営む場合は、用途変更を申請する者がその団体（グループ）の主たる構成員となっていること。

5 用途変更後の建築物の用途は、簡易宿所又は従前の用途と簡易宿所を兼ねるものであること。

6 客室の延床面積は、33平方メートル未満であること。

7 静岡県農林漁家民宿は、既存の農林漁家住宅をできる限りそのまま利用し設備投資を極力抑えた民宿の開業を促進することを目的としていることから、静岡県農林漁家民宿を営むために増改築や建替えを行う場合の規模は必要最小限であること。

農業、林業又は漁業を営む者が、自ら居住の用に供している住宅の全部（附属建築物を含む。）を静岡県農林漁家民宿へ用途を変更することにより、新たに自ら居住の用に供する住宅が必要となり、そのため別敷地に自ら居住の用に供する住宅を新築することは、本基準の趣旨に沿うものではないこと。

(注) 用途変更する農林漁家住宅の図面等が残っていない場合は、付議書に添付される図面等の図書の作成は手書き等でも差し支えないこと。（平成23年7月28日第217回開発審査会で付議基準決定時の了解事項）